

新認定制度の運用改善要望への対応について

平成 24 年 9 月 6 日 内閣府

8 月 22 日にシーズより提出された運用改善要望についての内閣府の対応方針案は以下の通り。

1（基準 6）「事業報告書等の期限内提出」については、少なくとも今回の改正の経過期間（3 年）は柔軟な運用を行い、やむを得ない一定の遅れは要件に抵触しないことを明確化する。

○ブロック会議等で聴取した運用実態を踏まえた上で、以下のような運用の徹底について周知を図る予定。

- ・事業報告書等の提出遅延等が、申請者の責に帰されない事情その他止むを得ない事情による場合には、その事情を勘案して判断すること
- ・特に、東日本大震災後、被災した法人や被災地支援に従事した法人については、6 ヶ月間の事業報告書等の提出の猶予を認める運用を図ったところであり、それを踏まえた対応とすること
- ・提出の有無は、当初の提出が行われていれば足りるものと解され、当初の提出後に書類の補正（事業費・管理費の区分を明確にするため等の計算書類の訂正を含む。）のためのやりとりが生じていた、または今後生じるとしても、書類の様式等は法令で定められるものではなく、様式例として指導されているものにとどまるため、補正後の提出（最終的な受理）に至ってなくとも未提出あるいは提出遅延との取扱いとはならないこと

2（基準 7）「法令違反」については、「法令の範囲」を明確にするとともに、一定期間は、「行政庁から法令に基づく改善命令等を受けた事実がある」「登記法令に基づく過料が科された事実がある」等、弾力的経過措置を講じる。

○ブロック会議等で聴取した運用実態を踏まえた上で、以下のような運用の徹底について周知を図る予定。

- ・第 45 条第 1 項第 7 号でいう「法令」とは各種法令を指しており範囲が限定されているものではない。
- ・「法令に違反する事実」等の確認については、「諸手続きの手引き」でお

示しているとおり、基本的には申請書に添付する法人の自己申請により確認することになり(別添参照)、もし疑わしい情報等がある場合には、法令に基づく権限を有する行政庁に照会する等により確認することになる。

- ・仮にこうした手続きで「法令に違反する事実」の見落としがあつて、認定した後に法令に違反する事実が判明した場合には、「偽りその他不正の手段により認定を受けた」(法第 67 条第 1 項第 2 号)に該当することから、直ちに認定を取り消すことになる。
- ・なお、上述のような手続きによらず、所轄庁において、「法令に違反する事実」を能動的に調査するという手続きをとることもでき得るが、従前の手続き(所轄庁が適宜の判断等に基づいて、国税庁に対して法令違反の有無について証明書を発行(旧租特法第 39 条の 23 第 7 項第 2 号))に比して特段に慎重な手続きとなり過ぎないように留意し、法の趣旨に照らして、認定申請の審査はできる限り速やかに進めることが望ましい。

3 「資産の総額」の登記は、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人では登記事項から削除されている。不要な規定であり、組合等登記令を改正し NPO 法人の登記事項から削除する。

○組合等登記令上の登記懈怠については、直ちに法令違反として扱うのではなく、実質的な影響を勘案して判断するとの取扱とするよう所轄庁に対して助言しているところ。

○資産の総額の登記の必要性については、法 72 条に基づく国民への情報提供のなかで、事業報告書や計算書類等の情報はインターネット等を通じて広く提供されることとなったことも踏まえながら、今後関係省庁と協議の上で検討を進めていくこととしたい。

4 改正 NPO 法施行後 6 ヶ月以内に行うことが義務付けられている「理事の代表権喪失の登記」手続きについて、期限をもう 6 ヶ月間延長する。

○現に理事の代表権の制限に関する定めがある法人については、改正法令施行後 6 ヶ月以内(10 月 1 日(月)まで)に登記を行う必要があり、この点について法人への周知が行き届くように所轄庁に対して要請を行ったところ。

○郵送やインターネットでも登記を申請することができること(法務省に確認済)も周知徹底してまいりたい。

○なお、仮に認定申請を行おうとする法人が当該登記の申請を失念していた

場合、代表権の制限が登記されていない状態となるが、その場合には代表権の制限を第三者に対抗できないこととなり、法の規定に戻ってすべての理事が法人を代表しているものとして扱われることとなる。こうした登記の懈怠については、認定申請中に登記申請が行われたことを法人から確認することができれば、法令違反として取り扱わなくとも差し支えないものと解される。

5 行政手続きの透明化のためにも、審査マニュアルを各所轄庁で早急に整備・公表し、各NPOセンター等で相談に乗れる体制を構築する。

- 「諸手続きの手引き」の改訂作業や、NPO法人会計基準に準拠した会計ソフト開発の後押しなどを進め、各所轄庁等への支援をさらにきめ細かく行っていく。
- 被災地において、NPOセンター担当者、会計士、税理士等を対象として内閣府主催の説明会を行ったところ高いニーズが認められることから、今後、同様な説明会を開催していくこととしたい。

別添

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。